

令和5年度（2023年度）財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助（補助金）、出資（出えん金）及び公の施設の指定管理（以下「指定管理」という。）に関する団体監査並びに同条第2項及び第5項の規定に基づく所管部課の監査

2 監査の範囲

令和4年度（2022年度）に執行された会計事務及びその他の事務

3 監査の期間

令和5年（2023年）9月1日から同年12月20日まで

4 監査委員の除斥

矢野和利監査委員は、八王子商工会議所、公益社団法人八王子観光コンベンション協会及びタやけ小やけ共同事業体の監査については、地方自治法第199条の2の規定により、除斥となった。

第2 財政的援助に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる団体、事業及び所管部課は、次のとおりである。

	対象団体	対象事業等	所管部課
1	公益社団法人 八王子市勤労者福祉 サービスセンター	勤労者福祉サービスセンター 運営事業（人件費）	産業振興部 産業振興推進課
2		中小企業退職金共済掛金補助 事業	
3		福利厚生促進奨励金事業	

	対象団体	対象事業等	所管部課
4	ファッション都市協議会	活力ある都市づくり推進事業	産業振興部 産業振興推進課
5	八王子商工会議所	サイバーシルクロード八王子負担金	
6		小規模事業経営支援事業	
7		マル経融資利子補給事業	
8	公益社団法人八王子観光コンベンション協会	八王子観光コンベンション協会運営事業（人件費）	産業振興部 観光課
9		八王子観光コンベンション協会運営事業（運営費）	
10		八王子花火大会事業	
11		インフォメーションセンター運営事業	
12		デジタルを活かした観光情報発信事業	
13		八王子観光大使事業	
14		MICE推進事業	
15	八王子市中学校体育連盟	中学校学校行事	学校教育部 学務課
16	日本遺産「桑都物語」推進協議会	日本遺産「桑都物語」推進協議会負担金	生涯学習スポーツ部 文化財課

2 監査の主な着眼点及び実施内容

八王子市監査基準（令和元年12月26日施行）に基づき、監査対象の財政援助団体及び所管部課が令和4年度（2022年度）に実施した財政的援助に係る会計事務その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを監査するため、主な着眼点を次表のとおりとし、八王子市監査基準実施細目により、関係書類、帳簿、証憑書類等について照合、質問、実査等通常実施すべき監査手続により実施した。

主な着眼点	
財政援助団体	所管部課
(1) 補助事業等は、目的に沿って適正に執行されているか。	(1) 財政的援助の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
(2) 補助事業等は、市の交付決定に基づき適正に執行されているか。	(2) 補助金の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
(3) 予算書、決算諸表等と補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。	(3) 補助金の支出及び精算・返還事務は適正に行われているか。
(4) 経理規定等の諸規程の整備はなされているか。	(4) 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
(5) 会計経理及び財産管理は適正に行われているか。	
(6) 出納関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証憑書類の整理、保存は適切か。	

3 監査対象事業の補助の目的及び補助金交付状況

(1) 公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター

ア 対象事業等

(ア) 勤労者福祉サービスセンター運営事業（人件費）

(イ) 中小企業退職金共済掛金補助事業

(ウ) 福利厚生促進奨励金事業

イ 補助の目的

中小企業の従業員と事業主の福利厚生を増進及び中小企業の振興を図ること。

ウ 補助金の交付状況

令和4年度（2022年度）の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業区分	補助対象事業 支出額（円）	補助金交付額 （円）	主な対象経費の内容
勤労者福祉サービス センター運営事業 （人件費）	19,243,000	10,385,000	人件費
中小企業退職金共済 掛金補助事業	9,267,910	9,267,910	共済掛金補助金、手数料、 通信運搬費、消耗品費
福利厚生促進奨励金 事業	315,947	315,947	福利厚生促進奨励金、 通信運搬費、手数料、 消耗品費、印刷製本費
合計	28,826,857	19,968,857	

(2) ファッション都市協議会

ア 対象事業等

活力ある都市づくり推進事業

イ 補助の目的

八王子商工会議所が「ファッション都市・八王子基本構想」を基に産・学・官・市民と連携して行う八王子ファッション都市協議会活力ある都市づくり推進事業に補助することにより、中心市街地の活性化を図ること。

ウ 補助金の交付状況

令和4年度（2022年度）の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業区分	補助対象事業 支出額（円）	補助金交付額 （円）	主な対象経費の内容
活力ある都市づくり 推進事業	4,735,564	2,600,000	委託料、需用費、役務費、 使用料及び賃借料

(3) 八王子商工会議所

ア 対象事業等

- (ア) サイバーシルクロード八王子負担金
- (イ) 小規模事業経営支援事業
- (ウ) マル経融資利子補給事業

イ 補助の目的

- (ア) サイバーシルクロード八王子負担金
地域産業の活性化及び振興を図ること。
- (イ) 小規模事業経営支援事業
小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を促進し市内小規模事業等の振興と安定に寄与すること。
- (ウ) マル経融資利子補給事業
八王子商工会議所が行う小規模事業者経営改善資金利子補給事業に対して補助を行うことにより、小規模事業者の経営改善を促進すること。

ウ 補助金の交付状況

令和4年度(2022年度)の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業区分	補助対象事業 支出額 (円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
サイバーシルクロード 八王子負担金	28,752,505	25,894,000	人件費、事業費、施設 管理費
小規模事業経営支援 事業	76,768,317	18,596,000	人件費
マル経融資利子補給 事業	1,030,013	1,030,013	利子補給、人件費、通 信運搬費、手数料、消 耗品費
合計	106,550,835	45,520,013	

(4) 公益社団法人八王子観光コンベンション協会

ア 対象事業等

- (ア) 八王子観光コンベンション協会運営事業（人件費）
- (イ) 八王子観光コンベンション協会運営事業（運営費）
- (ウ) 八王子花火大会事業
- (エ) インフォメーションセンター運営事業
- (オ) デジタルを活かした観光情報発信事業
- (カ) 八王子観光大使事業
- (キ) M I C E 推進事業

イ 補助の目的

八王子市内の多様な地域資源を育成・活用し、地域産業の振興を図るとともに、参加体験型の魅力ある観光事業、交流人口の創出に資する M I C E 事業及び都市間連携事業の推進並びに協会の運営の安定化と自立化を図ること。

ウ 補助金の交付状況

令和4年度(2022年度)の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業区分	補助対象事業 支出額（円）	補助金交付額 （円）	主な対象経費の内容
八王子観光コンベンション協会運営事業 （人件費）	90,745,813	90,745,813	人件費
八王子観光コンベンション協会運営事業 （運営費）	1,716,500	1,716,500	報酬、需用費、役務費、 使用料及び賃借料
八王子花火大会事業	13,682,131	13,682,131	委託料、使用料及び賃 借料、需用費、役務費
インフォメーション センター運営事業	40,473,256	40,473,256	人件費、委託料、備品 購入費、需用費、役務 費
デジタルを活かした 観光情報発信事業	13,469,831	13,330,000	委託料、備品購入費、 使用料及び賃借料、役 務費、公課費

補助対象事業区分	補助対象事業 支出額（円）	補助金交付額 （円）	主な対象経費の内容
八王子観光大使事業	59,928	29,964	委託料、旅費
M I C E 推進事業	31,607,677	31,607,677	委託料、負担金補助及び交付金、使用料及び賃借料、役務費、備品購入費
合計	191,755,136	191,585,341	

(5) 八王子市中学校体育連盟

ア 対象事業等

中学校学校行事

イ 補助の目的

八王子市中学校体育連盟が運営する必要な経費を交付することにより、生徒の練習の成果を発表する場を確保し、部活動への積極的な参加意欲を促進すること。

ウ 補助金の交付状況

令和4年度(2022年度)の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業区分	補助対象事業 支出額（円）	補助金交付額 （円）	主な対象経費の内容
中学校学校行事	5,664,484	5,353,618	審判謝礼、用具等購入費、印刷費、消耗品費、東京都中体連加盟登録費

(6) 日本遺産「桑都物語」推進協議会

ア 対象事業等

日本遺産「桑都物語」推進協議会負担金

イ 補助の目的

日本遺産「桑都物語」推進協議会が実施する日本遺産推進事業を円滑に実施することにより、本市の歴史文化資源を活用して地域の活性化を図ること。

ウ 補助金の交付状況

令和4年度(2022年度)の交付状況については、次のとおりである。

補助対象事業区分	補助対象事業 支出額 (円)	補助金交付額 (円)	主な対象経費の内容
日本遺産「桑都物語」推進協議会負担金	22,987,916	22,987,916	委託料、需用費、役務費、 使用料及び賃借料、報償 費

4 監査の結果

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の財政的援助等に係る会計事務及びその他の事務は、当該財政的援助の目的に沿っておおむね適正かつ効率的に執行されていると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項が見受けられた。

(1) 公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター

ア 勤労者福祉サービスセンター運営事業（人件費）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

イ 中小企業退職金共済掛金補助事業

【指摘事項】

補助金の交付事務誤りについて

産業振興部 産業振興推進課

（公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター）

市は、「公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター補助金交付要綱」（以下「市交付要綱」という。）を制定し、公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）に対し、センターが行う3事業について、中小企業の従業員と事業主の福利厚生増進及び中小企業の振興を図ることを目的に、補助金を交付している。

上記3事業の一つは、「八王子市中小企業退職金共済掛金補助事業」（以下「中退共補助事業」という。）とされており、これは、市内に主たる事業所を有する中小企業者が、独立行政法人勤労者退職金共済機構と退職金共済契約又は特定業種退職金共済契約を締結し、共済掛金を納付した場合に、負担した中小企業者（以下「事業者」という。）に対し、当該掛金の一部を補助するものである。

センターでは、「公益社団法人八王子市勤労者福祉サービスセンター中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱」（以下「センター交付要綱」という。）において定める、交付対象者、交付対象期間等の要件に基づき、事業者に対して、共済掛金を負担した被共済者一人につき、月額300円の補助金（以下「センター補助金」という。）を交付している。市交付要綱では、このセンター補助金を補助対象経費としている。

そこで、令和4年度（2022年度）にセンターが行った、センター補助金に係る交付事務について、交付決定に係る書類及び交付申請書等の関係書類を確認したところ、次のような交付額の誤りが判明した。

- (1) 交付申請書に被共済者として同一人物が重複記載されていることに気付かず、当該被共済者に対して二重に交付していた。
- (2) センター交付要綱で定める要件を満たしていない被共済者に対して、交付対象外であることに気付かず、交付していた。

このような交付額の誤りが発生した要因についてセンターに確認したところ、交付対象者リストのデータ入力時に、複数名での確認を実施していなかったためとのことであった。上記誤りの内容を受け、センターでは、中退共補助事業に対し市から交付された補助金に関して、センター補助金に係る申請関係書類を再確認し、不適切なものについては事業者へ返還を求め、併せて市への返還を行うとのことであった。

補助金の交付事務は、所管課や団体が作成する交付要綱に基づいて確実に実行されるべきであり、そのためには、当該事務についての責務を認識し、実施するための体制を構築することが肝要である。

については、所管課においては、センターに対し、センター交付要綱にのっとった適正な事務執行に向けたチェック機能の強化及び支払誤りを防ぐための仕組みづくりについて指導を徹底されたい。

ウ 福利厚生促進奨励金事業

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(2) ファッション都市協議会

ア 活力ある都市づくり推進事業

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(3) 八王子商工会議所

ア サイバーシルクロード八王子負担金

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

イ 小規模事業経営支援事業

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

ウ マル経融資利子補給事業

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(4) 公益社団法人八王子観光コンベンション協会

【指摘事項なし】

ア 八王子観光コンベンション協会運営事業（人件費）

イ 八王子観光コンベンション協会運営事業（運営費）

【指摘事項あり】

ウ 八王子花火大会事業

エ インフォメーションセンター運営事業

オ デジタルを活かした観光情報発信事業

カ 八王子観光大使事業

キ MICE推進事業

<指摘事項>

指摘事項		対象事業				
		八王子花火大会事業	インフォメーションセンター運営事業	観光情報発信事業	デジタルを活かした観光情報発信事業	MICE推進事業
1	補助事業に係る帳簿及びその他の資料の管理及び保存について	○				○
2	補助金額確定における補助対象経費の範囲の確認について		○			
3	補助金交付及び確定事務の適正な実施について	○		○		

【意見要望事項】

補助事業の適正な実施について（意見要望）

【指摘事項1】

補助事業に係る帳簿及びその他の資料の管理及び保存について

産業振興部 観光課

(公益社団法人八王子観光コンベンション協会)

市は、「令和4年度（2022年度）公益社団法人八王子観光コンベンション協会に対する補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、公益社団法人八王子観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に対し、市内地域産業の振興、参加体験型の魅力ある観光事業、交流人口の創出に資するMICE事業及び都市間連携事業の推進並びに協会の運営の安定化と自立化を図ることを目的として、補助金を交付している。

補助金等の交付の手續等に関する規則及び要綱に基づく交付の条件では、補助事業者等は、補助事業等に係る帳簿その他の資料（以下「帳簿等」という。）を常備しなければならないこと、また、当該帳簿等を補助事業等の完了後、5年間保存しなければならないことを定めている。

そこで、令和4年度（2022年度）に協会が行った補助事業に係る帳簿等の管理状況について調査したところ、規則及び要綱に基づく交付の条件に違反する次のような状況を確認した。

- (1) 富士森公園野球場データマップ作成業務、パソコン業務サポートサービス及びホームページ運営保守管理業務委託に係る契約書について、提出を求めたが提出されなかった。
- (2) 花火大会事業に係る各業務委託契約書等について提出を求めたところ、提出されたのは、提出期限を1か月経過した後であった。

このことについて協会に確認したところ、協会では、「公益社団法人八王子観光コンベンション協会処務規程」の規定に基づき選任した文書取扱主任の指導の下、各事業担当職員が当該事業に関連した文書の保管、保存及び廃棄を行っているが、保管、保存場所、保存期間等の具体的な定めがなく、各職員の判断により処理されている。そのため、提出資料の確認に相当な時間を要しただけでなく、所在不明により提出できないという事態が生じてしまったとのことであった。

このような状況が生じた要因としては、協会職員の文書管理に対する認識が欠如していることのほか、文書等をあらかじめ定めた場所に定めた方法で保管するための統一的なルールやマニュアル等がないことに加えて、これらを管理する体制自体が構築されていないことが考えられる。

補助事業に係る文書管理は、協会が市に対して、当該事業が適切に実施されたことを客観的に証明するために欠かすことのできない根拠資料の保管等をする行為である。また、契約書は当事者間の契約の成立、契約の更改、契約内容の変更や補充を証明する目的で作成する重要な文書であり、適正な管理を要するものである。

については、所管課においては、協会に対し、補助事業が適正に実施されるよう文書の管理及び保存等を適切に行うための文書管理に関する基準の作成及びチェック体制の早急な構築を求めるとともに、協会職員が文書管理の重要性を認識し、一人ひとりが当該基準を遵守し、文書管理を行えるよう指導を徹底されたい。

【指摘事項２】

補助金額確定における補助対象経費の範囲の確認について

産業振興部 観光課

(公益社団法人八王子観光コンベンション協会)

市は、「令和４年度（２０２２年度）公益社団法人八王子観光コンベンション協会に対する補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、公益社団法人八王子観光コンベンション協会（以下「協会」という。）に対し、市内地域産業の振興、参加体験型の魅力ある観光事業、交流人口の創出に資するMICE事業及び都市間連携の推進並びに協会の運営の安定化と自立化を図ることを目的として、補助金を交付している。

上記補助金は、行政連携型の補助金であり、財政部財政課の作成した補助金実務マニュアルによれば、市との連携により実施する事業への財政支援と位置付けられている。

そこで、令和４年度（２０２２年度）に所管課及び協会が行ったインフォメーションセンター運営事業（以下「運営事業」という。）に対する補助金交付について、交付決定及び補助金額の確定に係る意思決定、実績報告書、会計帳簿等の関係書類を確認したところ、次のような不適切な事務処理が見受けられた。

- (1) 要綱に基づく交付の条件として協会に対して通知している「補助金にかかる執行上の留意事項」（以下「留意事項」という。）において、会議等に伴う菓子代は、補助対象外経費としているが、協会が補助対象経費として実績報告書に計上し、所管課でも当該経費を対象経費と認めて補助金額を

確定していた。

(2) 協会が提出した交付申請書に記載された収支予算書兼収支計画書には、インフォメーションセンター開設10周年の記念事業（以下「記念事業」という。）に要する経費が含まれており、所管課では、当該経費を補助対象経費とすることもできたが、補助対象経費とせず、協会の自主財源で充当することを協会に指示した。しかしながら協会は、所管課へ確認することなく、当該経費の一部を補助対象経費に含めて実績報告書を提出した。また、所管課では、補助対象経費とすることの適否を判断するために必要な協会への確認及び協会の自主財源充当経費から補助対象経費に変更する意思決定を行わずに、当該経費を補助対象と認めて補助金額を確定していた。

このことについて所管課に確認したところ、上記(1)については、協会では、留意事項に規定されていることを知らずに菓子代を補助対象経費として報告し、所管課では、補助対象外経費であることを認識していたが、実績報告書等を審査する際の確認不足により、補助対象経費に含めて補助金額を確定したとのことであった。

また、上記(2)については、協会では、自主財源充当経費であることは把握していたが、補助対象経費として報告し、所管課では、実績報告書等を審査する際の確認不足により、補助対象経費に含めて補助金額を確定したとのことであった。

このような事務処理が行われた要因として、所管課と協会の双方において留意事項を安易に考えていたことや、所管課において、補助金額を確定するための審査等の意義を十分に理解せずに、慎重さに欠ける事務処理が行われていたことも挙げられる。運営事業は、当該補助金が長期にわたり交付されてきた事業であることから、所管課と協会のいずれもが、当該年度特有の記念事業に係る補助対象経費を互いに整理、確認することなく、例年どおりの事務処理と同様に行われていたものとする。

前述のとおり、当該補助金は、市との連携により実施する事業への財政支援であり、この観点から、市が協会の自主財源で支出すべきものとして整理した経費について、協会の判断で補助対象とすることができないのは当然である。また、所管課において、協会が提出した実績報告書の内容を精査することなく、当初自主財源を充当することとした経費を補助対象として確定している状況からは、これらの事務が漫然と行われていると判断せざるを得な

い。

補助金の予算計上、交付決定、実績報告書受領後の補助金額の確定については、どのような判断に基づきその意思決定を行ったのか、市民へ説明する責任が伴うものである。よって、補助金額の確定においては、市が交付した補助金が、補助事業の目的、交付の条件に即して充当されているかを確認し、精算、返還の有無を必要な意思決定により判断することが重要である。

については、所管課においては、毎年度補助事業の内容を精査し、補助対象経費の範囲を意思決定により明確にした上で、留意事項と併せて遵守するよう協会に対して指導を徹底するとともに、当該決定内容に基づき実績報告書の内容の適否を判断するための方策を構築し、適切な補助金額の確定事務を遂行されたい。

【指摘事項3】

補助金交付及び確定事務の適正な実施について

産業振興部 観光課

(公益社団法人八王子観光コンベンション協会)

市は、「令和4年度(2022年度)公益社団法人八王子観光コンベンション協会に対する補助金交付要綱」を制定し、公益社団法人八王子観光コンベンション協会(以下「協会」という。)が行う八王子花火大会事業(以下「花火大会」という。)について補助金を交付している。

「補助金等の交付の手続等に関する規則」(以下「規則」という。)では、補助事業者等が補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長にその旨を申請し、市長の承認を得なければならないとし、補助事業等が完了したときは、1か月以内に実績報告書を提出しなければならないと規定している。

そこで、令和4年度(2022年度)に協会が実施した花火大会に対する補助金交付事務について関係書類を確認したところ、次のような重大な誤りがあった。

- (1) 協会が提出した事業計画書では、事業実施予定期間を令和4年(2022年)5月17日から同年8月31日までとしており、所管課は、当該事業計画の内容に基づいて交付決定を行っていた。しかし、協会は、事業完了予定日の延長に係る変更申請をすることなく、同年9月30日を事業完了日とする実績報告書を提出し、所管課は当該実績報告の内容に基づいて補助金額を確定していた。

(2) 実績報告書は令和5年(2023年)1月23日に提出されたが、当該実績報告書に記載された補助対象経費には、当初の事業実施予定期間外に生じた経費及び実績報告書提出時点ではまだ費用負担が生じていないが当該年度中に花火大会に係る経費として発生が見込まれる経費が計上されていた。

(3) 実績報告書は、規則で定める提出期限から3か月以上経過してから提出された。

このことについて所管課に確認したところ、次のような回答があった。

(1)及び(2)について

花火大会について、事業実施予定期間を令和4年(2022年)5月17日から同年8月31日までとした事業計画書を受理し交付決定を行ったものの、事業費は年間を通じて発生するものであり、花火大会に係る事業実施期間は、令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までと考えており、この期間に生じた経費を補助対象とすることができると考えていた。協会に対して、事業完了予定日の延長に係る変更申請を行うよう指導すべきであったが、実績報告の内容に基づいて補助金額を確定した。

(3)について

事業完了予定日が令和4年(2022年)8月31日とされていたことから、協会に対して口頭で実績報告書を速やかに提出するよう催促を行ったが、協会からは、関連経費の支払が完了していないため、提出が遅れる旨の報告を受けていた。

本来、補助金制度とは、補助事業の実施に係る経費に対して支援するものであるため、花火大会のように実施日が定まっているイベント事業については、イベントの終了により事業が完了し、かつ、補助事業の目的が達成されるため、年間を通して補助対象経費が発生するとは考えにくい。

所管課は、花火大会に係る事業実施期間は、令和4年(2022年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までと考え、事業計画書による事業実施予定期間外に生じた経費についても補助対象経費としたが、花火大会実施後に生じた経費として計上されたものは、花火大会に直接関連する業務によって生じた支出ではなく、パソコンリース料等の協会が一般的な事務を行うに当たっても必要な経費であった。イベント終了後に生じた経費を一

定の範囲内で補助対象経費として認めることは不適切とは言えないが、所管課が確定した補助金額全額を適正とする判断は、補助金制度の目的及び補助事業の内容を踏まえれば、誤りと言わざるを得ない。

このような状況は、補助対象期間の考え方についての所管課の重大な誤りにより生じたものである。

加えて、事業完了予定日を延長することは、補助対象期間を延長することであるから、必然的に補助金の交付額に直接関係するものとなる。したがって、規則において認められている、変更申請を省略することができる事例には該当しない。よって、協会が独自の判断で変更することは認められず、最終的に所管課が、当初の事業実施予定期間外に生じた経費について補助金を交付したことは不適切であったと言える。

補助金は、市税その他の貴重な財源で賄われるものであるため、補助対象と認める事業実施期間及び経費については、具体的な事業内容や目的に即したのものとなるよう、所管課において交付申請書及び実績報告書の内容を厳正に審査した上で決定すべきものである。

については、所管課においては、本件に関して、補助事業の目的及び内容に沿って精査し、その結果、交付決定の内容に合致せず、過大交付となっている補助金については、協会に対して速やかに返還を求められたい。また、他の補助対象事業においても同様の状況が見受けられたので、本事例と同様に適切に対応されたい。

そして、補助事業の担当所管としての責務を十分に認識した上で、補助事業の目的及び内容に合致する事業実施期間を協会と共有するとともに、協会に対しては必要な手続を確実に実施するよう指導を徹底されたい。さらに、補助金額の確定事務に当たっては、実績報告書の内容の適否を判断できる確認の方策を構築し、補助金交付事務の適正性を確保されたい。

【意見要望事項】

補助事業の適正な実施について（意見要望）

産業振興部 観光課

（公益社団法人八王子観光コンベンション協会）

市は、「八王子市外郭団体の運営指導に関する要綱」（以下「運営指導要綱」という。）により、市の行政を補完する役割を担う団体として、市が継続的に財政等運営全般に支援を行っている団体など（以下「外郭団体」という。）を

定めている。公益社団法人八王子観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、八王子市及び周辺地域と連携し、八王子市の緑豊かな自然、歴史・文化、学術や産業など多様な地域資源を育成・活用して、魅力ある観光事業とコンベンション事業の振興を図ることにより、地域の産業と経済の活性化、文化の交流促進、公共の福祉増進に寄与することを目的に設立された団体で、運営指導要綱における外郭団体である。

協会に対して市は、「令和4年度（2022年度）公益社団法人八王子観光コンベンション協会に対する補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）を制定し、協会が行う八王子花火大会事業、インフォメーションセンター運営事業など複数の事業に対して補助金を交付している。

今回の所管課及び協会が行ったそれぞれの補助金交付に関する事務処理に係る監査では、補助金の返還につながりかねない大きな問題点を複数確認した。

所管課における問題点は、次のとおりである。

- (1) 補助金額の確定事務において、実績報告書等の内容を十分に精査していない。
- (2) 補助金交付事務全般において、補助金交付額の増減を伴う変更が生じているにもかかわらず、協会に対して必要な事務手続の指導をしていない。
- (3) 補助事業実施期間について、誤った認識に基づき交付決定等の審査事務を行っている。

協会における問題点は、次のとおりである。

- (1) 市から自主財源により実施することと指示された事業について、所管課に確認することなく、補助金を充当し、報告している。
- (2) 交付決定時に決められた補助事業実施期間を所管課に確認することなく延長するとともに、延長後の期間に生じた費用を補助対象経費として報告している。
- (3) 実績報告書の提出について、提出期限を遵守していない。
- (4) 事業完了日以降に生じた費用を補助対象経費として報告している。
- (5) 補助事業に係る関係書類が適切に保存されていない。

以上のとおり、所管課においては、協会からの報告について十分な確認を行うことなく補助金額を確定していた。さらに、補助金額に影響する事業内容、補助対象事業費及び補助事業実施期間の変更申請の必要性について、精査及び協会に対する指導を行うことなく、協会の報告内容のまま認めている

事案が散見された。

また、協会においては、補助金額に影響する軽微とは言えない変更が必要となったにもかかわらず、変更手続やその要否を所管課へ確認することなく、当該変更に伴う経費を協会独自の判断で補助対象としている事案も散見された。

所管課では、毎年度協会から複数の補助金交付申請を受け、補助金の交付決定及び補助金額の確定を行っていたことから、協会が提出した申請書類、報告書等を漫然と確認していたと思われる。さらに、補助金制度そのものに対する理解が十分ではないことも要因となり、上記のような事務処理が行われていたと考えられる。また、協会においては、市からの補助金交付が長期間にわたっていることにより、補助事業の実施に当たって補助金の交付を受けている意識が希薄となり、補助金を協会自らの財源と同様に扱ってしまっているものと思われる。

補助金とは本来、市が認めた交付団体が、市が認めた範囲内で使用できるものである。そのため所管課は、協会から報告された事業内容や補助金の使途が、当初示した基準等に沿って目的を達成するものとなっているかを十分に確認すべきであり、協会においては、所管課から示された交付要綱や経費の負担区分等の内容に基づいて補助金の充当経費を判断するべきである。この点を踏まえれば、所管課及び協会における現在の事務処理については、補助金制度が求める責務に対する理解を欠くものと言わざるを得ない。

そして、協会は、市と両輪となって観光事業等を遂行していく外郭団体であるからこそ、補助事業の必要性、公益性、有効性、公平性等や金額の妥当性について十分理解し、透明性を確保していかなければならない。

については、所管課においては、長期にわたる補助金交付により、既得権益化や協会の自立性の阻害につながるようなことがないよう、補助金制度における市の責務を理解し、協会における補助事業が協会独自の事業と区分され、当該制度にのっとり適正に遂行されるよう、適正な判断に基づく厳格かつ慎重な審査及び指導を行うことを切に要望する。

(5) 八王子市中学校体育連盟

ア 中学校学校行事

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(6) 日本遺産「桑都物語」推進協議会

ア 日本遺産「桑都物語」推進協議会負担金

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

第3 出資（出えん金）に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる団体、事業等及び所管部課は、次のとおりである。

対象団体	対象事業等	所管課
一般財団法人 八王子市まちづくり公社	出えん金	都市計画部 都市計画課

2 監査の主な着眼点及び実施内容

八王子市監査基準（令和元年12月26日施行）に基づき、監査対象の出資団体及び所管部課が令和4年度（2022年度）に実施した事業及び会計事務その他の事務の執行が、当該出資の目的に沿って行われているかを監査するため、主な着眼点を次表のとおりとし、八王子市監査基準実施細目により、関係書類、帳簿、証憑書類等について照合、質問等通常実施すべき監査手続により実施した。

主な着眼点	
出資団体	所管部課
(1) 定款（寄附行為）、経理規程等諸規程は整備されているか。 (2) 出資目的に沿った事業運営が行われているか。 (3) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。 (4) 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。 (5) 経営成績及び財政状態は良好か。 (6) 収益率、財務比率は良好か。また、人件費の内容、金額は事業規模に比し適切か。 (7) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 (8) 会計経理及び財産管理は適切か。 (9) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。	(1) 出資による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。 (2) 証券等の保管は良好か。 (3) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

3 団体の概要

(1) 設立目的

八王子市民が心豊かに暮らせるまちづくりを推進するため、都市施設及び都市環境の整備その他まちづくりのために必要な事業を行い、もって地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的として、昭和32年（1957年）9月に「財団法人八王子市住宅協会」の名称で設立された。

(2) 事業内容

- ア 土地の取得、造成及び譲渡並びに住宅の建設、譲渡及び運営
- イ 住宅及び都市整備に関する相談、調査研究並びに普及啓発
- ウ 都市施設及び公共的施設の整備及び運営
- エ 都市機能の維持及び増進
- オ 地域環境の保全及び整備

カ 豊かな市民生活の形成及び地域の振興

(3) 市との関係

設立時に100万円、昭和43年（1968年）に300万円を出えんしている。昭和62年（1987年）には、都市整備事業の促進を図るために寄付行為に係る改正に行ったことに伴って、公社の存続の安定性と継続性を担保するため、追加で2億円を出えんした。

4 出資及び経営の状況

(1) 基本財産出えん金の状況

区分	総額（円）	出えん額（円）	出えん割合（％）
基本財産	300,000,000	204,000,000	68.0

(2) 経営状況

ア 経営成績

令和4年度（2022年度）の総収益は5億9,119万9,905円、総費用は6億5,795万9,776円となっており、単年度では6,675万9,871円の赤字となっている。

イ 現金収支状況

令和4年度（2022年度）の総収入は8億7,477万8,708円、総支出は8億4,646万7,744円となっており、単年度では差引き2,831万964円の黒字であり、前期繰越収支差額4,086万418円との合算額6,917万1,382円を次期へ繰り越している。

(3) 財政状態

ア 資産

当年度末における資産の合計は72億7,303万8,502円で、その内訳は流動資産が1億5,614万5,223円、固定資産が71億1,689万3,279円となっている。

イ 負債及び正味財産

負債及び正味財産の合計は72億7,303万8,502円、その内訳は流動負債が1億9,571万3,805円、固定負債が2億6,106万4,513円、正味財産が68億1,626万184円となっている。

(4) 決算報告書及び収支計算書

ア 貸借対照表

別表第1のとおり（32ページ）

イ 正味財産増減計算書

別表第2のとおり（33ページ）

ウ 財務諸表に対する注記

別表第3のとおり（35ページ）

エ 収支計算書

別表第4のとおり（38ページ）

オ 収支計算書に対する注記

別表第5のとおり（41ページ）

5 監査の結果

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により監査した限りにおいて、監査対象の出資団体が実施した事業に係る会計事務その他の事務の執行が、当該出資の目的に沿っておおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

第4 指定管理に関する監査

1 監査の対象

監査対象となる指定管理者、指定管理施設及び所管部課は、次のとおりである。

	指定管理者	指定管理施設	所管部課
1	夕やけ小やけ共同事業体	夕やけ小やけふれあいの里	産業振興部 観光課
2	社会福祉法人清心福祉会	小宮小学童保育所	生涯学習スポーツ部 放課後児童支援課
3		高倉小学童保育所	
4	八王子市スポーツ・コミュニティ推進グループ	甲の原体育館	生涯学習スポーツ部 スポーツ施設管理課
5	八王子ゆめおりサポート株式会社	総合体育館 (エスフォルタアリーナ八王子)	

2 監査の主な着眼点及び実施内容

八王子市監査基準（令和元年12月26日施行）に基づき、監査対象の指定管理者及び所管部課が令和4年度（2022年度）に実施した指定管理業務に係る会計事務その他の事務の執行が、当該指定管理の目的に沿って行われているか監査するため、主な着眼点を次表のとおりとし、八王子市監査基準実施細目により、関係書類、帳簿、証憑書類等について照合、質問、実査等通常実施すべき監査手続により実施した。

主な着眼点	
指定管理者	所管部課
(1) 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。	(1) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は、法令、条例等に基づき適正に行われているか。
(2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。	(2) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
(3) 利用料金の設定等は適正に行われているか。	(3) 管理に関する経費の算定、支出手続等は、条例、規則、協定等に従い適正に行われているか。
(4) 公の施設の管理に係る諸規程の整備はなされているか。	(4) 事業報告書の点検及び管理に関する経費の精算事務等は適正に行われているか。
(5) 公の施設の管理に係る会計経理及び備品管理は適正に行われているか。	(5) 利用料金の承認手続は適正に行われているか。また、指定管理者に対して適時、適切に報告を求め、調査・指示を行っているか。
(6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正か。また、領収書類の整備、保存は適切か。	

3 指定管理の概要及び執行状況

(1) 夕やけ小やけ共同事業体（八王子市夕やけ小やけふれあいの里）

ア 指定管理業務の概要

夕やけ小やけふれあいの里は、夕やけ小やけ共同事業体が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

(ア) 利用承認等に関すること。

(イ) 施設運営のために必要な事業に関すること。

(ウ) 施設、付帯設備及び物品の保守及び維持管理並びに施設等の修繕に関すること。

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
夕やけ小やけふれあいの里	上恩方町 2030 番地
	令和 4 年（2022 年）4 月 1 日～ 令和 6 年（2024 年）3 月 31 日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
確定払分	110,282,670	110,282,670	人件費、業務委託費、保守料、賃貸料、水道光熱費、消耗品費、燃料費、原材料費
概算払分	7,000,000	7,000,000	修繕費
合計	117,282,670	117,282,670	

(2) 社会福祉法人清心福祉会（小宮小学童保育所・高倉小学童保育所）

ア 指定管理業務の概要

小宮小学童保育所及び高倉小学童保育所は、社会福祉法人清心福祉会が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 学童の保護に関する業務
- (イ) 学童に社会性を身につけさせる指導に関する業務
- (ウ) 学童の健全育成のために必要な事業に関する業務
- (エ) 上記（ア）～（ウ）に付随する業務に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
小宮小学童保育所	小宮町1128番地3
	令和2年(2020年)4月1日～ 令和7年(2025年)3月31日
高倉小学童保育所	高倉町67番地2
	令和2年(2020年)4月1日～ 令和7年(2025年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
確定払分	5,604,413	5,604,413	維持管理費、運営費、事務経費、 間接経費
概算払分	50,769,986	45,791,170	人件費、おやつ代
合計	56,374,399	51,395,583	

(3) 八王子市スポーツ・コミュニティ推進グループ(甲の原体育館)

ア 指定管理業務の概要

甲の原体育館は、八王子市スポーツ・コミュニティ推進グループが指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 施設等の利用に関する業務
- (イ) 施設等の維持管理及び修繕(大規模修繕を除く。)に関する業務
- (ウ) 利用料金に関する業務
- (エ) 光熱水費の支払に関する業務
- (オ) 情報の収集・提供に関する業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
甲の原体育館	中野町2726番地8
	令和3年(2021年)4月1日～ 令和8年(2026年)3月31日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
確定払分	38,167,570	38,167,570	人件費、維持管理費、事業運営費、消耗品費
概算払分	20,395,000	23,019,477	光熱水費、修繕費
合計	58,562,570	61,187,047	

(4) 八王子ゆめおりサポート株式会社(総合体育館(エスフォルタアリーナ八王子))

ア 指定管理業務の概要

総合体育館は、八王子ゆめおりサポート株式会社が指定管理業務を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- (ア) 保守管理業務(建築物、建築設備、什器備品等、植栽・外構施設)
- (イ) 環境衛生管理業務
- (ウ) 長期修繕計画策定業務
- (エ) 清掃業務
- (オ) 管理業務
- (カ) 総括マネジメント業務
- (キ) 総合管理業務
- (ク) 広報・情報発信業務
- (ケ) スポーツ事業等運営業務

イ 指定管理施設の概要

指定管理施設	所在地・指定管理期間
総合体育館 (エスフォルタアリーナ八王子)	狭間町1453番地1
	平成24年(2012年)3月8日～ 令和11年(2029年)9月30日

ウ 指定管理料の執行状況

区分	年度協定額(円)	執行額(円)	主な管理経費の内容
サービス 購入費C	189,233,065	181,167,373	維持管理費、運営費
サービス 購入費D	74,951,800	69,872,000	光熱水費
合 計	264,184,865	251,039,373	

・市が事業者を支払うサービス購入費は、事業者が当該業務に要する費用(自動販売機事業及び自由提案事業のうち、独立採算で実施する事業を除く。)から事業者が当該業務を通じて利用者から得る収入を除いた額。

・サービス購入費A：施設整備費、サービス購入費B：開業準備費

4 監査の結果

八王子市監査基準に準拠し、前記の方法により監査した限りにおいて、監査の対象となった指定管理者の指定管理業務に係る会計事務その他の事務の執行が、当該指定管理の目的に沿っておおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

(1) タやけ小やけ共同事業体(タやけ小やけふれあいの里)

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(2) 社会福祉法人清心福祉会(小宮小学童保育所・高倉小学童保育所)

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(3) 八王子市スポーツ・コミュニティ推進グループ（甲の原体育館）

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

(4) 八王子ゆめおりサポート株式会社（総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子））

【指摘事項】

特に指摘する事項はない。

貸借対照表
令和5年3月31日現在

別表第1
(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	127,728,531	170,784,599	▲ 43,056,068
未収金	27,700,081	9,154,783	18,545,298
立替金	701,761	511,671	190,090
前払費用	14,850	14,850	0
流動資産合計	156,145,223	180,465,903	▲ 24,320,680
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	196,294,016	196,294,016	0
定期預金	103,705,984	103,705,984	0
基本財産合計	300,000,000	300,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	20,362,145	14,162,145	6,200,000
減価償却引当資産	32,740,000	32,740,000	0
土地取得積立資産	125,108,000	305,762,000	▲ 180,654,000
特別修繕引当資産	235,049,000	236,579,000	▲ 1,530,000
特定資産合計	413,259,145	589,243,145	▲ 175,984,000
(3) その他固定資産			
建物	3,505,792,350	3,307,604,548	198,187,802
建物減価償却累計額	▲ 1,664,560,916	▲ 1,582,203,313	▲ 82,357,603
建物付属設備	1,065,822,140	951,250,263	114,571,877
建物付属設備減価償却累計額	▲ 875,673,292	▲ 843,068,002	▲ 32,605,290
構築物	350,779,848	363,591,641	▲ 12,811,793
構築物減価償却累計額	▲ 314,822,158	▲ 342,770,692	27,948,534
車両運搬具	5,492,327	5,492,327	0
車両運搬具減価償却累計額	▲ 5,492,321	▲ 5,492,321	0
機械及び装置	400,836,121	436,217,921	▲ 35,381,800
機械及び装置減価償却累計額	▲ 400,836,118	▲ 434,622,835	33,786,717
什器備品	58,137,795	51,028,545	7,109,250
什器備品減価償却累計額	▲ 47,987,942	▲ 45,893,233	▲ 2,094,709
土地	3,560,449,814	3,560,449,815	▲ 1
建設仮勘定	92,433,986	154,606,197	▲ 62,172,211
長期事業資産	599,514,486	599,514,486	0
電話加入権	6,000	6,000	0
営業保証金	10,000,000	10,000,000	0
投資有価証券	2,418,693	2,036,182	382,511
出資金	10,010,000	10,000	10,000,000
預り敷金積立金	41,802,000	39,750,000	2,052,000
預り契約保証金積立金	1,485,949	1,187,636	298,313
ソフトウェア	8,025,372	9,789,084	▲ 1,763,712
その他固定資産合計	6,403,634,134	6,238,484,249	165,149,885
固定資産合計	7,116,893,279	7,127,727,394	▲ 10,834,115
3. 繰延資産			
公共的施設負担金	0	169,850	▲ 169,850
繰延資産合計	0	169,850	▲ 169,850
資産合計	7,273,038,502	7,308,363,147	▲ 35,324,645
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払費用	1,520,403	873,975	646,428
未払金	28,797,570	69,030,158	▲ 40,232,588
短期借入金	90,627,000	0	90,627,000
一年内返済予定長期借入金	11,174,239	11,142,753	31,486
未払消費税等	0	9,872,200	▲ 9,872,200
未払法人税等	1,817,700	1,821,700	▲ 4,000
前受金	31,436,188	38,403,733	▲ 6,967,545
預り金	23,401,980	19,603,719	3,798,261
賞与引当金	6,938,725	6,361,985	576,740
流動負債合計	195,713,805	157,110,223	38,603,582
2. 固定負債			
長期借入金	176,003,604	187,177,843	▲ 11,174,239
退職給付引当金	41,772,960	40,117,390	1,655,570
預り敷金	41,802,000	39,750,000	2,052,000
預り契約保証金	1,485,949	1,187,636	298,313
固定負債合計	261,064,513	268,232,869	▲ 7,168,356
負債合計	456,778,318	425,343,092	31,435,226
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	204,000,000	204,000,000	0
指定正味財産合計	204,000,000	204,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(204,000,000)	(204,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	6,612,260,184	6,679,020,055	▲ 66,759,871
(うち基本財産への充当額)	(96,000,000)	(96,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(400,897,000)	(575,081,000)	▲ 174,184,000
正味財産合計	6,816,260,184	6,883,020,055	▲ 66,759,871
負債及び正味財産合計	7,273,038,502	7,308,363,147	▲ 35,324,645

正味財産増減計算書

別表第2

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	390,796	390,779	17
基本財産運用益	390,796	390,779	17
特定資産運用益	8,613	4,848	3,765
特定資産運用益	8,613	4,848	3,765
事業収益	515,148,453	557,832,164	▲ 42,683,711
アーバンヒル大和田事業収益	56,112,961	56,000,694	112,267
センティ富士森事業収益	50,858,360	52,302,000	▲ 1,443,640
檜原斎場事業収益	50,866,590	42,124,885	8,741,705
八王子駅南口自転車等駐車場事業収益	20,597,000	34,111,860	▲ 13,514,860
都市施設等管理事業収益	191,626,074	191,534,026	92,048
建設残土処理事業収益	18,152,870	51,892,887	▲ 33,740,017
旭町地区開発推進事業収益	108,868,124	110,543,234	▲ 1,675,110
中心市街地活性化事業収益	18,066,474	19,322,578	▲ 1,256,104
受取負担金収益	11,704,640	20,635,803	▲ 8,931,163
八王子市受取負担金収益	871,624	6,838,527	▲ 5,966,903
川口土地区画整理組合受取負担金収益	10,833,016	13,797,276	▲ 2,964,260
雑収益	62,653,384	25,060,140	37,593,244
受取利息	78,259	83,344	▲ 5,085
貸貸収益	33,739,918	22,980,930	10,758,988
飲料販売益	0	31,790	▲ 31,790
雑収益	28,835,207	1,964,076	26,871,131
経常収益計	589,905,886	603,923,734	▲ 14,017,848
(2) 経常費用			
事業費	586,058,363	607,245,558	▲ 21,187,195
報酬	18,145,727	15,396,832	2,748,895
給料手当	47,676,634	53,365,706	▲ 5,689,072
賞与引当金繰入額	5,579,838	4,604,675	975,163
退職給付費用	3,129,900	10,299,791	▲ 7,169,891
福利厚生費	12,429,317	12,109,145	320,172
賃金	10,188,985	7,507,858	2,681,127
会議費	50,555	51,691	▲ 1,136
旅費交通費	4,000	8,364	▲ 4,364
通信運搬費	1,978,834	1,982,273	▲ 3,439
消耗器具備品費	809,996	648,982	161,014
消耗品費	6,487,040	3,925,088	2,561,952
修繕費	31,027,386	36,452,845	▲ 5,425,459
印刷製本費	3,594,760	5,376,683	▲ 1,781,923
燃料費	215,932	204,789	11,143
光熱水費	14,354,521	10,215,006	4,139,515
賃借料	3,264,632	3,273,174	▲ 8,542
保険料	3,218,087	2,428,462	789,625
諸謝金	47,000	54,000	▲ 7,000
租税公課	63,718,180	63,296,106	422,074
支払負担金	256,624	365,808	▲ 109,184
委託費	226,101,732	252,909,575	▲ 26,807,843
支払手数料	937,848	981,306	▲ 43,458
広告宣伝費	2,709,679	1,794,198	915,481
新聞図書費	47,628	48,804	▲ 1,176
支払利息	912,357	961,252	▲ 48,895
催事費	208,143	210,078	▲ 1,935
雑費	347,488	260,920	86,568
減価償却費	128,477,966	118,358,357	10,119,609
繰延資産償却費	137,574	153,790	▲ 16,216

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	61,764,790	56,102,668	5,662,122
報酬	23,296,535	17,583,102	5,713,433
給料手当	11,112,609	16,073,255	▲ 4,960,646
賞与引当金繰入額	1,358,887	1,757,310	▲ 398,423
退職給付費用	734,180	2,109,609	▲ 1,375,429
福利厚生費	5,290,128	5,512,182	▲ 222,054
賃金	383,045	218,613	164,432
会議費	11,867	10,595	1,272
旅費交通費	855,628	670,816	184,812
通信運搬費	113,653	107,613	6,040
消耗器具備品費	29,520	24,387	5,133
消耗品費	130,840	100,768	30,072
修繕費	79,169	1,408,589	▲ 1,329,420
印刷製本費	22,825	28,702	▲ 5,877
燃料費	50,658	41,954	8,704
光熱水費	224,861	159,526	65,335
賃借料	348,210	261,828	86,382
保険料	72,603	70,098	2,505
租税公課	9,887,375	7,422,961	2,464,414
支払負担金	43,776	60,592	▲ 16,816
委託費	1,754,948	1,546,078	208,870
支払手数料	4,973,712	44,522	4,929,190
新聞図書費	11,172	9,996	1,176
交際費	55,000	69,500	▲ 14,500
商品仕入費	0	14,700	▲ 14,700
雑費	40,039	31,720	8,319
減価償却費	851,274	732,144	119,130
繰延資産償却費	32,276	31,508	768
經常費用計	647,823,153	663,348,226	▲ 15,525,073
当期經常増減額	▲ 57,917,267	▲ 59,424,492	1,507,225
2. 經常外増減の部			
(1) 經常外収益			
受取負担金収益	1,287,000	0	1,287,000
八王子市受取負担金収益	1,287,000	0	1,287,000
固定資産売却益	7,019	0	7,019
土地売却益	7,019	0	7,019
經常外収益計	1,294,019	0	1,294,019
(2) 經常外費用			
除却損失	7,562,623	73,327	7,489,296
建物除却損	2,121,239	0	2,121,239
建物付属設備除却損	331,774	73,327	258,447
構築物除却損	3,731,488	0	3,731,488
機械及び装置除却損	1,378,121	0	1,378,121
什器備品除却損	1	0	1
雑損失	2,574,000	0	2,574,000
構築物等撤去費用	2,574,000	0	2,574,000
經常外費用計	10,136,623	73,327	10,063,296
当期經常外増減額	▲ 8,842,604	▲ 73,327	▲ 8,769,277
当期一般正味財産増減額	▲ 66,759,871	▲ 59,497,819	▲ 7,262,052
一般正味財産期首残高	6,679,020,055	6,738,517,874	▲ 59,497,819
一般正味財産期末残高	6,612,260,184	6,679,020,055	▲ 66,759,871
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	204,000,000	204,000,000	0
指定正味財産期末残高	204,000,000	204,000,000	0
III 正味財産期末残高	6,816,260,184	6,883,020,055	▲ 66,759,871

財務諸表に対する注記

令和5年3月31日現在

1 継続組織の前提に関する注記

継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況はない。

2 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券……償却原価法(定額法)によっている。

② その他の有価証券 時価のあるもの……期末日の市場価額等に基づく時価法によっている。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっている。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法に基づく原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却方法は、定額法で行っている。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金は、期末退職手当(普通退職)の要支給額を計上している。

賞与引当金は、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当期に帰属する額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計は税込方式によっている。

3 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	196,294,016	0	0	196,294,016
定期預金	103,705,984	0	0	103,705,984
小 計	300,000,000	0	0	300,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	14,162,145	8,000,000	1,800,000	20,362,145
土地取得積立資産	305,762,000		180,654,000	125,108,000
アーバンヒル大和田減価償却引当資産	32,740,000	0	0	32,740,000
アーバンヒル大和田特別修繕引当資産	124,705,000		600,000	124,105,000
センティ富士森特別修繕引当資産	94,360,000	0	0	94,360,000
檜原斎場特別修繕引当資産	5,364,000	0	0	5,364,000
八王子駅南口自転車等駐車場特別修繕引当資産	4,000,000	7,000,000	4,000,000	7,000,000
旭町地区開発推進特別修繕引当資産	8,150,000		3,930,000	4,220,000
小 計	589,243,145	15,000,000	190,984,000	413,259,145
合 計	889,243,145	15,000,000	190,984,000	713,259,145

4 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	196,294,016	104,000,000	92,294,016	0
定期預金	103,705,984	100,000,000	3,705,984	0
小 計	300,000,000	204,000,000	96,000,000	0

特定資産				
退職給付引当資産	20,362,145	0	0	20,362,145
土地取得積立資産	125,108,000	0	125,108,000	0
アーバンヒル大和田減価償却引当資産	32,740,000	0	32,740,000	0
アーバンヒル大和田特別修繕引当資産	124,105,000	0	124,105,000	0
センティ富士森特別修繕引当資産	94,360,000	0	94,360,000	0
檜原斎場特別修繕引当資産	5,364,000	0	5,364,000	0
八王子駅南口自転車等駐車場特別修繕引当資産	7,000,000	0	7,000,000	0
旭町地区開発推進特別修繕引当資産	4,220,000	0	4,220,000	0
小 計	413,259,145	0	392,897,000	20,362,145
合 計	713,259,145	204,000,000	488,897,000	20,362,145

5 担保に供している資産

土地 349,021,935円、建物289,987,139円は、長期借入金 187,177,843円（一年内返済予定長期借入金を含む）の担保に供している。

定期預金125,108,000円は、短期借入金90,627,000円の担保に供している。

6 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。（単位：円）

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金			
アーバンヒル大和田家賃等	250,333	0	250,333
センティ富士森通信設備電気使用料等	135,817	0	135,817
檜原斎場予約システム八王子市斎場負担分等	386,663	0	386,663
市営駐車場指定管理料	1,673,075	0	1,673,075
旭町地区開発エストライフ更新料	49,000	0	49,000
中心市街地活性化事業消費税還付金等	25,057,015	0	25,057,015
川口土地区画整理組合出向職員給与等負担金	148,178	0	148,178
合 計	27,700,081	0	27,700,081

7 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は次のとおりである。（単位：円）

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
営業保証金・投資有価証券			
利付国庫債券(10年)	10,001,750	10,043,100	41,350
基本財産・投資有価証券			
大阪府公募公債(10年)	198,710,959	198,780,000	69,041
合 計	208,712,709	208,823,100	110,391

8 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資産運用については、資金管理方針及び債券運用指針に基づき、安全・確実を第一に、債券及び及び健全性のある金融機関に分散して運用する。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、国債及び地方債であり、発行体の信用リスクは低い。市場価格の変動リスクについては、満期保有を目的としていることから、そのリスクは低い。

(3) 金融商品のリスクに係る管理体制

① 資金管理方針に基づく取引

金融商品の取引は、当社の資金管理方針に基づき行う。

② 信用リスクの管理

債券については、債券運用指針に基づき、リスク管理を行う。

③ 市場リスクの管理

資金運用会議要綱に基づき、資金運用について定期的に審議し、理事長に報告する。

9 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、八王子市に賃貸住宅・賃貸店舗・賃貸ビル・駐車場その他賃貸用地を有している。なお、その一部については、当社が使用している。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:円)

	貸借対照表計上額	当期末の時価
賃貸等不動産	4,507,748,604	5,093,058,827

(注1)貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額である。

(注2)当期末の時価は、土地については主として固定資産税評価額に基づいて当社で算定した金額であり、建物については適正な帳簿価格である。

収支計算書(資金計算ベース)

別表第4

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産運用収入	4,000	4,085	▲ 85	
基本財産運用収入	4,000	4,085	▲ 85	
特定資産運用収入	6,000	8,613	▲ 2,613	
特定資産運用収入	6,000	8,613	▲ 2,613	
事業収入	538,077,000	515,148,453	22,928,547	
アーバンヒル大和田事業収入	54,641,000	56,112,961	▲ 1,471,961	
センチ富士森事業収入	53,470,000	50,858,360	2,611,640	
檜原斎場事業収入	47,394,000	50,866,590	▲ 3,472,590	
八王子駅南口自転車等駐車場事業収入	21,811,000	20,597,000	1,214,000	
都市施設等管理事業収入	191,930,000	191,626,074	303,926	
建設残土処理事業収入	36,662,000	18,152,870	18,509,130	
旭町地区開発推進事業収入	108,580,000	108,868,124	▲ 288,124	
中心市街地活性化事業収入	23,589,000	18,066,474	5,522,526	
受取負担金収入	19,365,000	12,991,640	6,373,360	
八王子市負担金収入	8,181,000	2,158,624	6,022,376	
川口土地区画整理組合負担金収入	11,184,000	10,833,016	350,984	
雑収入	45,504,000	62,657,584	▲ 17,153,584	
受取利息収入	85,000	82,459	2,541	
賃貸収入	24,165,000	33,739,918	▲ 9,574,918	
雑収入	21,254,000	28,835,207	▲ 7,581,207	
事業活動収入計	602,956,000	590,810,375	12,145,625	
2. 事業活動支出				
事業費支出	400,394,000	362,805,790	37,588,210	
報酬支出	2,650,000	2,562,893	87,107	
給料手当支出	4,265,000	4,137,124	127,876	
福利厚生費支出	2,473,000	2,110,050	362,950	
賃金支出	8,563,000	8,556,018	6,982	
通信運搬費支出	1,647,000	1,495,905	151,095	
消耗器具備品費支出	1,140,000	684,166	455,834	
消耗品費支出	7,206,000	5,929,271	1,276,729	
修繕費支出	35,712,000	30,689,898	5,022,102	
印刷製本費支出	4,253,000	3,497,487	755,513	
光熱水費支出	15,577,000	13,395,934	2,181,066	
賃借料支出	2,033,000	1,780,183	252,817	
保険料支出	3,067,000	2,908,598	158,402	
諸謝金支出	70,000	47,000	23,000	
租税公課支出	59,943,000	56,789,970	3,153,030	
支払負担金支出	130,000	70,000	60,000	
委託費支出	244,592,000	223,221,166	21,370,834	
支払手数料支出	1,652,000	752,460	899,540	
広告宣伝費支出	3,222,000	2,709,679	512,321	
支払利息支出	1,090,000	912,357	177,643	
催事費支出	300,000	208,143	91,857	
雑支出	809,000	347,488	461,512	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
管理費支出	157,934,000	153,285,963	4,648,037	
報酬支出	40,943,000	39,820,396	1,122,604	
給料手当支出	61,409,000	60,073,077	1,335,923	
退職給付支出	2,209,000	2,208,510	490	(注1)
福利厚生費支出	16,175,000	15,609,395	565,605	
賃金支出	2,017,000	2,016,012	988	
会議費支出	100,000	62,422	37,578	
旅費交通費支出	1,008,000	859,628	148,372	
通信運搬費支出	715,000	596,582	118,418	
消耗器具備品費支出	388,000	155,350	232,650	
消耗品費支出	870,000	688,609	181,391	
修繕費支出	475,000	416,657	58,343	
印刷製本費支出	160,000	120,098	39,902	
燃料費支出	336,000	266,590	69,410	
光熱水費支出	1,184,000	1,183,448	552	
賃借料支出	1,833,000	1,832,659	341	
保険料支出	433,000	382,092	50,908	
租税公課支出	16,932,000	16,815,585	116,415	
支払負担金支出	275,000	230,400	44,600	
委託費支出	4,884,000	4,635,514	248,486	(注1)
支払手数料支出	5,209,000	5,159,100	49,900	(注1)
新聞図書費支出	109,000	58,800	50,200	
交際費支出	100,000	55,000	45,000	
雑支出	170,000	40,039	129,961	
雑支出	14,623,000	2,574,000	12,049,000	
構築物等撤去支出	14,623,000	2,574,000	12,049,000	
事業活動支出計	572,951,000	518,665,753	54,285,247	
事業活動収支差額	30,005,000	72,144,622	▲ 42,139,622	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	210,978,000	190,984,000	19,994,000	
退職給付引当資産取崩収入	1,800,000	1,800,000	0	
土地取得積立資産取崩収入	198,000,000	180,654,000	17,346,000	
特別修繕引当資産取崩収入	11,178,000	8,530,000	2,648,000	
固定資産売却収入	2,000	7,020	▲ 5,020	
土地売却収入	1,000	7,020	▲ 6,020	
車両運搬具売却収入	1,000	0	1,000	
預り敷金収入	4,104,000	2,052,000	2,052,000	
預り敷金収入	4,104,000	2,052,000	2,052,000	
預り契約保証金収入	299,000	298,313	687	
預り契約保証金収入	299,000	298,313	687	
投資活動収入計	215,383,000	193,341,333	22,041,667	
2. 投資活動支出				
特定資産支出	15,000,000	15,000,000	0	
退職給付引当資産支出	8,000,000	8,000,000	0	
特別修繕引当資産支出	7,000,000	7,000,000	0	

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
固定資産取得支出	301,976,000	289,308,925	12,667,075	
建物付属設備建設支出	7,178,000	4,535,689	2,642,311	
什器備品購入支出	7,457,000	7,454,700	2,300	
建設仮勘定支出	286,409,000	276,938,266	9,470,734	
商標権取得支出	692,000	141,020	550,980	(注1)
ソフトウェア取得支出	240,000	239,250	750	(注1)
預り敷金積立金支出	4,104,000	2,052,000	2,052,000	
預り敷金積立金支出	4,104,000	2,052,000	2,052,000	
預り契約保証金積立金支出	299,000	298,313	687	
預り契約保証金積立金支出	299,000	298,313	687	
その他支出	10,000,000	10,000,000	0	
出資金支出	10,000,000	10,000,000	0	
投資活動支出計	331,379,000	316,659,238	14,719,762	
投資活動収支差額	▲ 115,996,000	▲ 123,317,905	7,321,905	
Ⅲ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
借入金収入	99,000,000	90,627,000	8,373,000	
短期借入金収入	99,000,000	90,627,000	8,373,000	
財務活動収入計	99,000,000	90,627,000	8,373,000	
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	11,143,000	11,142,753	247	
長期借入金返済支出	11,143,000	11,142,753	247	(注1)
財務活動支出計	11,143,000	11,142,753	247	
財務活動収支差額	87,857,000	79,484,247	8,372,753	
Ⅳ 予備費支出	10,000,000	-	2,606,000	(注1)
当期収支差額	▲ 7,394,000			
当期収支差額	▲ 740,000	28,310,964	▲ 29,050,964	
前期繰越収支差額	40,860,000	40,860,418	▲ 418	
次期繰越収支差額	40,120,000	69,171,382	▲ 29,051,382	